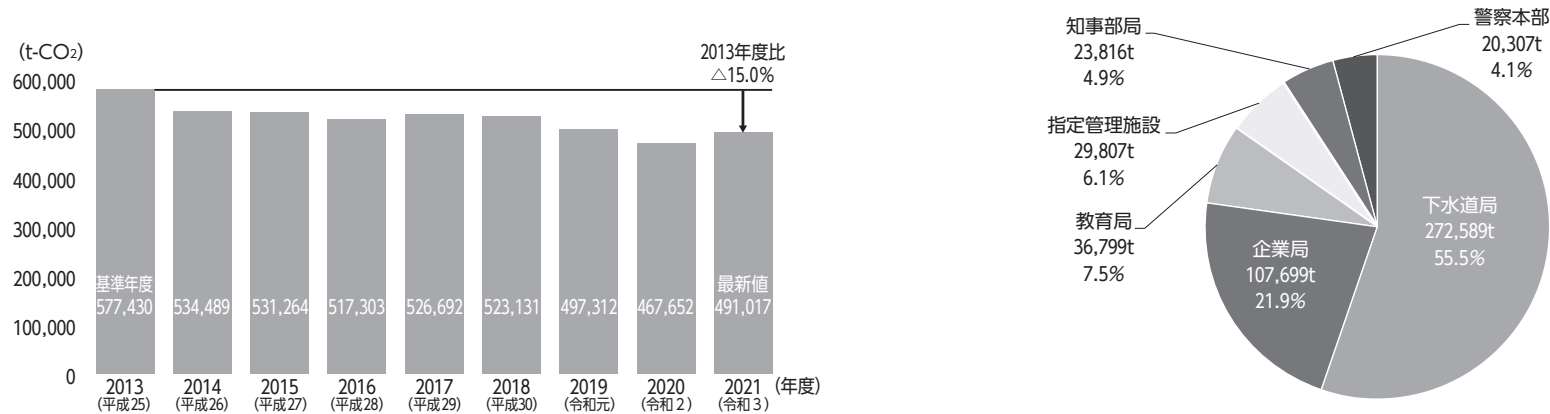


## 10 県の率先行動関係

### (1) 県庁における地球温暖化対策の推進

県庁の事務事業から排出された温室効果ガス排出量の推移と、最新値である令和3年度における部局別温室効果ガス排出量は以下のとおりです。



### (2) 環境配慮方針に基づく公共事業の実施結果について

#### 1 公共事業の推進における環境配慮

##### ア 対象

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 1 市街地の整備      | 7 住宅団地の建設        |
| 2 道路の整備       | 8 農業農村の整備        |
| 3 河川・ダム of 整備 | 9 治山、森林管理道整備     |
| 4 公園、緑地の整備    | 10 工業団地、工業用地の造成  |
| 5 下水道の整備      | 11 水道施設の整備       |
| 6 廃棄物処理施設の整備  | 12 建築物の建設、工作物の設置 |

##### イ 令和4年度における状況

「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～進捗状況評価実施要領」により、令和4年度に県が実施した公共事業について、環境配慮方針に基づく環境配慮の度合いの評価を各部署で行いました。

## ウ 個別評価事業

書面により個別評価を行った事業数は79件でした。各事業において環境配慮方針に基づき環境配慮が必要であるとされた項目の評価を行いました。総合評価※「5」の事業は42件（53%）、「4」の事業は24件（30%）、「3」の事業は13件（17%）でした。

なお、総合評価「2」「1」の事業はありませんでした。

## ※評価基準

総合評価5：当該事業に適用できた項目の割合（以下「実施率」という）が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

総合評価4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定のレベルの措置を講じている。

総合評価3：実施率が70%以上である。

総合評価2：実施率が50%以上70%未満である。

総合評価1：実施率が50%未満である。

表10-2-1 令和4年度公共事業自己評価事業種別一覧表

事業種類	事業数	環境配慮 必要 チェック数	環境配慮 実施 チェック数	個別事業評価				
				5	4	3	2	1
1 市街地の整備	0	—	—	—	—	—	—	—
2 道路の整備	0	—	—	—	—	—	—	—
3 河川・ダム of 整備	0	—	—	—	—	—	—	—
4 公園、緑地の整備	6	208	196	3	3	0	0	0
5 下水道の整備	23	626	608	21	1	1	0	0
6 廃棄物処理施設の整備	1	24	23	1	0	0	0	0
7 住宅団地の建設	3	50	44	0	3	0	0	0
8 農業農村の整備	11	140	129	6	5	0	0	0
9 治山、森林管理道整備	26	296	248	9	10	7	0	0
10 工業団地、工業用地の造成	5	223	162	0	0	5	0	0
11 水道施設の整備	0	—	—	—	—	—	—	—
12 建築物の建設、工作物の設置	4	111	100	2	2	0	0	0
全事業合計	79	1678	1510	42	24	13	0	0

評価 「5」 割合	評価 「4」 割合	評価 「3」 割合	評価 「2」 割合	評価 「1」 割合
53%	30%	17%	0%	0%

## 2 環境配慮の取組

## ① 市街地の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

## ② 道路の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

## ③ 河川・ダム of 整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

## ④ 公園、緑地の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要 チェック数	実施 チェック数	実施率	評価
1	自然学習センター・北本自然観察公園管理運営	環境部	管理段階	31	31	100%	5
2	狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理運営	環境部	管理段階	31	31	100%	5
3	さいたま緑の森博物館管理運営	環境部	管理段階	31	31	100%	5
4	自然公園等管理事業（美の山公園）	環境部	管理段階	19	17	89.5%	4
5	権現堂2号公園	都市整備部	設計・施工段階	48	43	89.6%	4
6	春日部夢の森公園	都市整備部	設計・施工段階	48	43	89.6%	4

環境部では、自然公園内の施設の整備・改修にあたって、工法や資材選定を工夫するなど、周辺の自然環境に対する負荷をできるだけ少なくする配慮をしています。施設の維持管理にあたっては、樹林地・湿地・水辺環境などの多様性の確保に努め、必要に応じて、ボランティア団体や地元住民と協働で維持管理を行っています。

また、自然学習施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者の持つ専門的なノウハウを活用しながら、自然保護思想の普及啓発に努めています。

自然学習センター・北本自然観察公園やさいたま緑の森博物館では、ボランティアの協力を得て、森林整備や園路補修、植物調査などを行いました。

自然学習センターでは、一般県民を対象として、定例自然かんさつ会、しぜん工作教室及びオリエンテーリング等を開催し、自然について学習し、理解を深めてもらう場の提供を積極的に行いました。

狭山丘陵いきものふれあいの里センターでは、教育機関等の環境学習への支援として、小・中学校等からの依頼を受け、環境学習プログラムの提供や職員派遣を実施しました。

美の山公園では、処理水循環利用型の設備を適切に管理し、汚水等の発生を抑制しました。また、危険な枯損木等を除去し、耐病性の高い品種や他の樹種を植栽するとともに、企業や地元の学校と連携して緑地保全活動を実施しました。

都市整備部では、企画・構想段階から設計・施工段階において、省エネルギー化の推進や周囲の自然環境の配慮など検討を行い、環境保全に努めています。

緑化に当たっては、地域の環境にふさわしい在来種の採用に配慮しました。

また、園路、植栽基盤整備において、まとまりや連続性のある緑地の保全・確保に努めました。

## ⑤ 下水道の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要 チェック数	実施 チェック数	実施率	評価
1	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	34	26	76.5%	3
2	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	管理段階	38	31	81.6%	4
3	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	計画段階	19	19	100%	5
4	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	31	31	100%	5
5	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	管理段階	35	34	97.1%	5
6	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100%	5
7	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	31	31	100%	5
8	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100%	5
9	中川流域下水道事業	下水道局	計画段階	12	12	100%	5
10	中川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	32	32	100%	5
11	中川流域下水道事業	下水道局	管理段階	37	35	94.6%	5
12	古利根川流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100%	5
13	古利根川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	28	28	100%	5
14	古利根川流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100%	5
15	荒川上流流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100%	5
16	荒川上流流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	28	28	100%	5
17	荒川上流流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100%	5
18	市野川流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100%	5
19	市野川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	28	28	100%	5
20	市野川流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100%	5
21	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100%	5
22	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	28	28	100%	5
23	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100%	5

現在、流域下水道事業は、公共下水道の普及促進に伴う関連市町からの流入下水量の増加と将来の流域人口減少を見据えた下水処理施設の整備を行っています。また、施設の老朽化や耐震化対策に伴う改築・更新を並行して行っています。

計画段階では、水質向上に向けた水処理施設への高度処理の導入、汚泥の減容化・有効活用のための汚泥処理施設の導入を事業計画に位置付けました。

設計・施工段階では、施設への高効率機器の導入を進めると共に、環境対策型建設機械の使用や再生材の利用など環境へ配慮した工事施工に努めました。

管理段階では、運転管理の工夫などにより水質改善や効率的な汚泥処理の実現を図りました。また、ホームページで県民に対して流域下水道事業の情報提供を行

いました。

汚泥消化ガス発電設備の導入による下水汚泥の有効活用や、汚泥焼却炉の自燃運転により温室効果ガス排出量が削減されました。

また、段階的高度処理など水処理施設の適切な運転管理により、水質環境基準を満たし水質保全に寄与しました。

#### ⑥ 廃棄物処理施設の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要 チェック数	実施 チェック数	実施率	評価
1	13号埋立地埋立	環境部	管理段階	24	23	95.8%	5

新技術を導入した公害のない衛生的な最終処分場として建設管理し、地域環境の保全を図っています。

廃棄物の飛散や流出・害虫・悪臭などの発生をなくすため、毎日の受け入れ終了後に廃棄物の表面に覆土を行い、廃棄物が表面に出ない方法で埋立を行いました。覆土に使用する土砂については、埋立地の造成工事で発生したものをストックし、使用しました。

また、廃棄物に触れた水の公共下水道への放流や、埋立地周辺への防塵対策として、散水車による散水を実施しました。

さらに、埋立周辺に設置したビオトープの管理(外来種の駆除、在来種の生息調査)を行うとともに年間を通し視察者を受入れ、学習機会の場としての活用も図っています。

#### ⑦ 住宅団地の建設

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要 チェック数	実施 チェック数	実施率	評価
1	31県住入間霞川団地	都市整備部	施工段階	16	14	87.5%	4
2	31県住加須北小浜団地	都市整備部	施工段階	18	16	88.9%	4
3	02県住上尾シラコバト団地	都市整備部	施工段階	16	14	87.5%	4

県営住宅の建設に当たっては、周辺地域の景観や自然環境に配慮し、建物の配置や構造を工夫すると共に、オープンスペースの緑化や樹木の有効活用を図っています。

また、建物の耐久性を配慮し、エネルギーの効率的利用を図るなど、設計において、地球環境の保全に努めています。

施工段階においては、造成工事を最小限に抑えるなど、周辺環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、低騒音、低振動型の建設機械を採用し、周囲の生活環境の保全に配慮しました。

⑧ 農業農村の整備  
(用排水施設整備事業)

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要 チェック数	実施 チェック数	実施率	評価
1	かんがい排水事業 荒川中部左幹線地区	農 林 部	施 工 段 階	10	8	80.0%	4
2	かんがい排水事業 荒川中部右幹線地区	農 林 部	施 工 段 階	10	8	80.0%	4
3	かんがい排水事業 中条星宮地区	農 林 部	施 工 段 階	18	18	100%	5
4	かんがい排水事業 手子堰地区	農 林 部	施 工 段 階	11	9	81.8%	4
5	防災減災事業 島中領地区	農 林 部	施 工 段 階	13	11	84.6%	4
6	農地防災事業 稲荷木落3期地区	農 林 部	施 工 段 階	13	11	84.6%	4
7	かんがい排水事業 九尺排水機場地区	農 林 部	施 工 段 階	9	9	100%	5
8	農地防災事業 権現堂3期地区	農 林 部	施 工 段 階	10	10	100%	5

本事業は、農業の用排水に係る施設を整備するものです。用排水施設は、動植物の生息の場として貴重な水辺空間であることから、事業の実施にあたっては埼玉県環境配慮方針に基づき、農村の環境保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減する取り組みを行っています。

施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮したほか、排水路の底土を残すことで、既存の野生生物等の生息空間に配慮を行いました。

(ほ場整備事業)

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要 チェック数	実施 チェック数	実施率	評価
1	ほ場整備事業 久下戸地区	農 林 部	施 工 段 階	11	10	90.9%	5
2	ほ場整備事業 池上地区	農 林 部	施 工 段 階	26	26	100%	5
3	ほ場整備事業 さいたま中央地区	農 林 部	施 工 段 階	9	9	100%	5

ほ場整備事業は、農地の区画整理を主要な工事として、併せて道路や水路等の整備を行うものです。事業の実施にあたっては、用排水施設整備事業と同様、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減するための取り組みを行っています。

道水路の整備にあたり、基礎や舗装の材料に資源の循環に配慮した再生材を使用したほか、小水路は土水路で整備することで生物の生息環境に配慮しました。

## ⑨ 治山、森林管理道整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要 チェック数	実施 チェック数	実施率	評価
1	復旧治山事業（下木影）	農林部	施工段階	14	13	92.9%	5
2	森林管理道改良事業（芽ノ坂峠線）	農林部	施工段階	13	12	92.3%	5
3	予防治山事業（栗尾沢）	農林部	設計段階	14	13	92.9%	5
4	予防治山事業（穴沢）	農林部	計画段階	9	7	77.8%	3
5	復旧治山事業（炭谷入）	農林部	計画段階	6	5	83.3%	4
6	森林管理道舗装事業（御岳山線）	農林部	施工段階	12	10	83.3%	4
7	森林管理道改良事業（御岳山2号線）	農林部	計画段階	6	5	83.3%	4
8	森林管理道改良事業（御岳山2号線）	農林部	設計段階	17	15	88.2%	4
9	森林管理道改良事業（広河原逆線）	農林部	施工段階	11	8	72.7%	3
10	復旧治山事業（今神）	農林部	施工段階	14	13	92.9%	5
11	森林管理道改良事業（勝呂入山線）	農林部	計画段階	1	1	100%	5
12	復旧治山事業（上ミ）	農林部	設計段階	21	16	76.2%	3
13	予防治山事業（水上山）	農林部	施工段階	8	7	87.5%	4
14	森林管理道改良事業（清流線）	農林部	施工段階	7	6	85.7%	4
15	復旧治山事業（生川）	農林部	施工段階	14	13	92.9%	5
16	森林管理道開設事業（西名栗線）	農林部	施工段階	13	10	76.9%	3
17	予防治山事業（穴沢）	農林部	設計段階	19	14	73.7%	3
18	森林管理道改良事業（大山沢線）	農林部	施工段階	10	10	100%	5
19	復旧治山事業（大嶺）	農林部	計画段階	3	3	100%	5
20	復旧治山事業（大嶺）	農林部	設計段階	8	7	87.5%	4
21	森林管理道改良事業（長久保線）	農林部	設計段階	10	8	80.0%	4
22	復旧治山事業（鳥居沢）	農林部	施工段階	11	10	90.9%	5
23	予防治山事業（能林）	農林部	計画段階	5	4	80.0%	4
24	森林管理道開設事業（半納城峰線）	農林部	施工段階	19	16	84.2%	4
25	森林管理道舗装事業（明ヶ平沢戸線）	農林部	施工段階	10	7	70.0%	3
26	森林管理道改良事業（矢納樋尾線）	農林部	設計段階	21	15	71.4%	3

治山事業の実施に当たっては、説明会を実施し森林整備や維持管理について関係者の理解を得られるよう努めるとともに、環境に配慮して、排出ガス対策型の建設

機械を使用しました。工事材料の選定に当たっては、県産木材や再生砕石を利用するなど資源の循環利用に努めました。

また、工事の実施に当たっては周辺樹木を可能な限り回避したり、沈砂池を設置して濁水の発生を抑制し下流への土砂流出を予防したりすることで、周辺環境への影響を軽減するよう努めました。

森林管理道の整備に当たっては、排出ガス対策型の建設機械の使用などにより、環境配慮方針の実践に努めました。

また、工事材料の選定では落石防護柵の基礎礫に再生資源を利用するなど資源の循環利用に努めました。

#### ⑩ 工業団地、工業用地の造成

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要 チェック数	実施 チェック数	実施率	評価
1	松伏・田島地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	45	33	73.3%	3
2	川越増形地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	45	32	71.1%	3
3	寄居桜沢地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	45	32	71.1%	3
4	羽生上岩瀬地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	45	33	73.3%	3
5	吉見大和田地区産業団地整備事業	企業局	調査・計画段階	43	32	74.4%	3

工業団地の造成に当たっては、土地利用が農地等から工業用地に大きく変化することから、条例に基づく環境影響評価（施行面積20ha未満の地区では、条例に準じた環境影響調査）を実施し、環境配慮方針の具体化に努めています。

調査・計画段階では、開発に伴う公園緑地や地区境界に緩衝緑地帯を設けることで、自然環境や周辺環境との調和に配慮した工業団地を計画しました。

設計・実施段階では、環境影響評価書や環境調査に示された環境保全措置を実施することで、環境に配慮した工業団地の造成に努めています。

##### 【造成工事における主な環境配慮事項】

- ① 大気汚染に係る防塵対策として、防塵ネットの設置や団地内散水等の実施
- ② 騒音・振動等に係る対策として、工事車両への規制（アイドリングストップや低速走行の徹底、低騒音・低振、排出ガス対策型機種の採用等）
- ③ 水質汚濁対策として、河川への濁水流出を抑制するため仮沈砂施設の設置等
- ④ 開発区域内で確認された保全すべき植物等の移植や生息環境の確保

主な成果として、環境影響調査により把握した大気、騒音の現況、希少動植物の生息状況等を踏まえて環境配慮事項を整理し、工業団地の設計に反映することができました。

また、盛土、切土量が縮減されるよう造成高や調整池排水勾配等を設定し、その結果、搬出入の運搬車両が抑制され、大気汚染、交通騒音等の環境負荷を低減させました。

希少植物については、周辺の植生状況も踏まえた上で保全対策を検討し、状況に応じて地区内の公園等に移植するなどの対策を行いました。

#### ⑪ 水道施設の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。



## ⑫ 建築物の建設、工作物の設置

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要 チェック数	実施 チェック数	実施率	評価
1	食肉衛生検査センター新築工事	保健医療部	設計段階	40	33	82.5%	4
2	県東部地域特別支援学校（仮称）整備	都市整備部	施工段階	21	17	81.0%	4
3	熊谷児童相談所新築工事	都市整備部	施工段階	25	25	100%	5
4	上里学園小規模棟新築工事	都市整備部	施工段階	25	25	100%	5

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則に定める緑化の基準を順守し、持続可能な社会の実現を目指し、環境に配慮・調和した施設とすることを設計の基本方針としました。設計段階から施工段階において、省エネルギー化の推進や周囲の生活環境への配慮など検討を行い、環境保全に努めています。

①自然エネルギーなど温室効果ガス削減効果のあるエネルギー源を活用し、地球環境に配慮した施設、②田園地帯として、緑の環境と調和を図った建物、③各機能の利用実態にあった空調・換気計画、日射遮蔽スクリーンによる外装となるよう建物の基本設計を実施しました。

LED照明や節水機器を導入することで省エネルギー化に努めるとともに、低騒音型の建設機械を採用し、周辺的生活環境保全にも努めました。

また、工事用車両の運行時間、運行ルート、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努めた結果、周辺住民からの苦情の申し入れ等はありませんでした。